

— 静かな夜と空を返せ —

発行日：2017 年 1 月 1 日

発行者：大沢豊／福本道夫

No.26

横田・基地被害をなくす会 NEWS

原告団 NEWS No.17

合同
発行

連絡先：〒 196-0001 東京都昭島市美堀町 3-13-1 留守 TEL&FAX：042-542-5625

E-mail：なくす会⇒ yokota_nakusukai@yahoo.co.jp 原告団⇒ yokota9th@yahoo.co.jp

Web サイト http://www.geocities.jp/yokota_nakusukai/

発行：横田・基地被害をなくす会／第 9 次横田基地公害訴訟原告団

※ NEWS は「横田・基地被害をなくす会」と「第 9 次横田基地公害訴訟原告団」の合同発行です。

NEWS 内容 (CONTENTS)

1 月 19 日第 19 回弁論参加要請……………	1	弁論へ（普天間訴訟・高江支援行動）……………	5
新年ご挨拶（弁護団、横田・基地被害をなくす会）……………	2	弁護団紹介、周辺自治体申し入れ……………	6
F/A-18, MV-22 と墜落事故続く……………	3	「うるさい！」【抗議先一覧】経過報告と予定……………	7
厚木基地訴訟最高裁判決……………	4	オスプレイ反対署名へ引き続きご協力を……………	8
		天欄……………	8

1 月 19 日第 19 回弁論に参加を 9 時 15 分高松駅西側公園に集合

立川地裁 4 階 405 法廷で午前 10 時開始

次回 1 月 19 日（木）の法廷は、裁判所が今までの原告側・被告側双方の主張の整理を行うため、いつもより 1 時間早い開始です。ご注意ください。

弁護団を応援する意味でも、被告国に横暴な主張をさせない意味でも、傍聴にご協力ください。

裁判所に行くのが身体的にきつい方は、車での送迎も検討しますので、下記電話にお申し出ください。

事前集会は 10 時 15 分～緑町北公園です。

◇連絡先電話：090-4951-0800（福本携帯）

裁判当日は、いつも裁判開始前に緑町北公園で簡単な集会を行っています。集会では、弁護団の先生や原告団、横田・基地被害をなくす会の役員が、当日の裁判内容や基地の状況などを説明し、隊列を組んで裁判所に向かいます。また、当日の裁判内容（主に原告側が裁判所で主張する内容）をニュースにしてお渡しします。ぜひご参加ください。

なお、次々回は 3 月 23 日（木）の予定です。





第9次横田基地公害訴訟弁護団
弁護士 近藤 麻衣

謹賀新年



横田・基地被害をなくす会
代表 大沢 豊

2012年12月に訴訟を提起してから4年が経過し、昨年も計5回の口頭弁論期日が開かれました。主に昨年の裁判の経過、そして今後の展開についてご報告いたします。

昨年の裁判では主に、①オスプレイの問題、②コンター外の原告も深刻な騒音被害を受けていること、③昼間控除論や公共性論といった国側の主張に対する反論を行いました。

まず、①について、先日も沖縄で墜落が起きてしまったオスプレイですが、横田基地にも2017年から配備が決定されたこと、2016年1月に日本政府には何の通告もなく米軍機十数機が緊急配備されたという事態もあったことから、オスプレイの問題や基地の運用に焦点を当てた主張を行いました。

②のコンター外原告の騒音被害については、各原告宅で実際に騒音計を設置して騒音レベルを計測してその結果をまとめたうえで、コンターの外の住民もコンター内と変わらない騒音被害を受けていることを主張しました。

③について、国側の主張する昼間控除論とは、原告ら住民の中には通学や通勤で昼間は基地周辺を離れる人がいることを理由に、昼間の騒音をないものとして扱うというあまりに被害の実態を無視した不当な主張です。また、国の主張する公共性論とは、基地には高度の公共性があるので、騒音被害の違法性は少なくなるというものですが、これについてもそもそも基地は公共性を有しておらずむしろ周辺住民にとっては被害を与えるものでしかないこと等の反論の主張を展開しました。

今年は1月19日に次回期日がありますが、同期日では、今年中に横田基地にオスプレイが配備される予定もあることから、低周波音の被害を中心に主張をする予定です。

その後の期日の進行については、原告の方を中心に証人尋問を行ったり、裁判官が現地に赴いて騒音の検証などを行うことなども予定されています。今年はこれまでの裁判経過を経て、いよいよ裁判所に、原告の皆様が受けている騒音被害・基地被害を直接訴えるという重大な局面を迎えます。

弁護団も力を合わせて取り組んでいく所存ですので、今年もどうぞよろしくお願いいたします。

2017年は緊張の中で年が明けました。おめでとうございます。

2016年末の12月13日にMV-22 オスプレイが名護市海岸で機体が四散するほどに大破した墜落事故が起きました、同時に訓練に参加した別のオスプレイは着陸に際して脚部が出せず、緩衝マットを敷いた上に胴体着地しています。10月に米国メリーランド州の海軍航空基地で起きた脚部が出ないAクラス事故を想起させます。今年末にはこのオスプレイと同型のCV-22が3機、横田基地に配備されるといわれています。周辺住民にとってさらに気の重い年の始まりとなります。

昨年は9月に全国基地連定期総会が昭島市で開催され、全国の基地騒音問題を闘っている人々が集まって意見交換をし、また団結を深めました。沖縄ではオスプレイの配備と辺野古新基地建設の強行、東村高江へのヘリパッド建設強行などに対する反対運動に対しては本土からの機動隊を導入するなど安倍政権はなりふり構わない強硬姿勢で進め、沖縄県民を犠牲にしても意にすることが無いようです。今年も全国の基地被害と闘う人々の連携が必要です。

11月に沖縄の第2次普天間爆音訴訟では那覇地裁沖縄支部は被害を認定し過去最高の倍賞を認めたにも関わらず、住民が切望していた飛行差し止めに関しては実現できませんでした。

そして12月8日には厚木基地の爆音訴訟が最高裁で逆転不当判決を受け、自衛隊機飛行差し止めと将来請求が認められませんでした。さらには12月20日には「辺野古代執行訴訟」では最高裁での沖縄県側の敗訴が確定するなど、最高裁の政権擁護の判決ぶりには目も当てられない事態が続いています。

今年の3月にはもうひとつの横田基地訴訟である第2次新横田訴訟の地裁結審があります。裁判所が政府と住民の争いについて公正な判断をするのかをしっかりと追求しなくてはなりません。私たちの第9次横田基地公害訴訟での活動もさらに力を入れていかねばなりません。弁護士さんたちの裁判資料作成への協力とさらなる騒音測定とデータのまとめ、裁判官たちの現場検証の実現、基地が引き起こす周辺への環境被害などの検証、裁判の傍聴の呼びかけなどたくさんの方がいます。

基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会が昨年12月に出した「平成28年度横田基地対策に関する要望書」では7課題18項目の要望をしています。この中で

—F/A-18に続きMV-22オスプレイ墜落— 12/7 四国沖 (F/A-18), 12/13 沖縄東海岸 (MV-22) 事故続く

第9次横田基地公害訴訟原告団 団長 福本道夫

恐れていたことが、やはり起きてしまった。

名護市東海岸への12月13日オスプレイ墜落事故である(同日に普天間基地に戻ったMV-22が胴体着陸するという事故もあった)。さすがに、日本政府も「原因究明, 十分な情報提供, 安全が確認されるまでの飛行停止」を申し入れたのだが, 米軍の「機体に問題ない」の一言で, 12月19日には飛行再開を認めてしまった。何と弱腰! 植民地国家であるとのそしりを受けてもよいのだろうか。

オスプレイは、本当に安全なのか。この間、私たちのたび重ねての要請に対し、政府は「エンジンが止まっても、オスプレイはオートローテーション機能(エンジンが止まってもプロペラが回ってゆっくり着陸できる機能)がはたらくので、安全に軟着陸できる」と言っていた。

結果は、夜間の空中給油訓練中に給油ホースにプロペラが接触~破損~制御不能~固定翼モードのまま墜落、大破する結果になった。

在沖米軍の責任者は、「パイロットは住宅あるいは住民に被害を与えなかった。むしろ感謝されるべき…」と発言したが、オスプレイ機体の残骸を見る限り、(通常の飛行機の形)固定翼モードで海岸に突っ込んでおり、軟着陸できるような状態ではなかったことは明白である。オスプレイは固定翼モードでは着陸できない。この形状のまま陸地に突っ込んでいたら、乗員2名の怪我程度で済まない大惨事になっていただろう。

2ページ右下から続く

はCV-22 オスプレイの配備について軍人、軍属の正確な情報提供などを求めています。また、「日米地位協定とその運用について適切な見直しを行うこと」も求めています。自治体が求めている要望とともに私たちの望む飛行差し止めやCV-22の配備反対の声をさらに盛り上げていきましょう。CV-22 オスプレイの配備について軍人、軍属の正確な情報提供などを求めています。また、「日米地位協定とその運用について適切な見直しを行うこと」も求めています。自治体が求めている要望とともに私たちの望む飛行差し止めやCV-22の配備反対の声をさらに盛り上げていきましょう。

さらに、事故の起こった時刻21時30分(頃)を考えてみたい。普天間基地にオスプレイを配備した際に日米で取り決めた合意事項には、「22時から6時までの間、MV-22の飛行及び地上での活動は、運用上必要と考えられるものに制限される。夜間訓練飛行は、在日米軍に与えられた任務を達成し、又は飛行要員の練度を維持するために必要な最小限に制限される。…」との記述がある。今まで地元自治体や沖縄県が、飛行時刻や飛行コースの制限の日米合意が守られていないことを、日本政府・防衛省に訴えてきたにもかかわらず、沖縄防衛局は「確認できなかった」と言い逃れてきた。今回の場合、21時30分に、太平洋上で空中給油をしていて、何時に基地に戻るつもりだったのだろうか。

同じことが横田基地で起こったら、MV-22より危険な訓練を行うCV-22が同様な事故を起こしたら、住宅地に墜落することは想像に難くない。

政府は「運用が進めば事故率は下がる」とオスプレイの主張してきたが、事故率は上がるばかりで下がる気配がない。素人目で考えても、操縦が難しく事故の起きやすい飛行機であることは間違いない。

ついでながら、今回墜落したMV-22=ドラゴン(通称の部隊名)の06番機は、今年10月に横田基地に飛来していた。また、12月7日に四国沖に墜落した岩国基地海兵隊所属のF/A-18戦闘機は、その3日前に横田にいた機体である。これも事故原因が解明されないまま訓練を開始している。

日本政府は、基地周辺に住み暮らす人間が安全で安心して暮らせる生活を、まず守ってほしい。



▲ 12月14日琉球新報より転用した写真。右翼の先のローター部分が固定翼モード。プロペラは見る影もなく、胴体と右翼がつながっているが、そのほかはバラバラになってしまった。意外と弱い機体だ。

厚木基地訴訟最高裁判決～ 基地訴訟の解決は道遠く…

第9次横田基地公害訴訟原告団 団長 福本 道夫

12月8日、第四次厚木爆音訴訟の最高裁判決が示された。これは、マスコミでも大きく取りあげられたのでご存知の方が多いと思う。

厚木基地訴訟は、地裁と高裁判決で「自衛隊機の夜間～早朝の飛行差し止めを認める」判決を引き出していた。また、賠償金について、従来は、高裁の最終弁論日までとされていた対象期間を、「最終弁論後である2016年12月末日とした」という前進があった。これは、裁判所が「騒音被害を訴えるたびに提訴する負担を考えれば将来請求を認めるべきだ」との考えに至ったことを表していた。これは、新横田基地公害訴訟の高裁判決でも示された事例で（やはり最高裁では認められなかったが、反対意見が2人いた。）、2例目となる判決だった。

最高裁判所は、これら下級審で基地訴訟の解決に向けて動き出した判決の方向性を、無残にぶち壊したのである。

最高裁の判事は、現場検証を行わない。騒音実態を体験せずに、堅牢な砦のような最高裁の中に籠って、政府の方向ばかり向きながら出した結論だ。しかも反対意見が1人もいなかった。

最高裁が、私たちと基地被害との関係についてどのようにすべきだと考えているのか理解できない。初めて提訴した時期から数えて40年。40年経っても「被害＝違法性は認める」「違法の原因は除去できない」では、進歩がなさすぎる。

最高裁の判事は、内閣が任命し天皇が認証する仕組みになっている。そして、任命後初めて行われる衆議院議員総選挙の際に最高裁判所裁判官国民審査（国民審査）に付される。これでは、最高裁判事が、時の内閣の方向性を覆すような判決を出すわけがないではないか。…もちろん、私たちは、次の国民審査の際に、裁判官の名前欄に何も記入しないこと（＝最高裁判所判事にふさわしいと認めること）をやめることはできる。

それでも、基地訴訟は被害がある限り続けていかざるを得ない。選挙の1票の重さ・不平等状態の違

法性を問う裁判では、何度も違法性を認めている。選挙のやり直しこそできていないが、一歩ずつ1票の重さの公平に近づきつつあるとあってよい。

私たちの裁判も、まずは下級審で原告側の立場に立った判決を導き出さねばならない。全国の基地訴訟で、どの裁判所でも違法な基地被害を放置しない判決が得られてこそ、最高裁判所を変えていくことができるのではないだろうか。

息の長い裁判にならざるを得ないが、40年続けてきた裁判である。次の目標を50年としてみよう。

厚木原告団は、第五次厚木爆音訴訟を目指して動き出した。



2014年5月21日：厚木訴訟・横浜地裁判決

2015年7月30日：厚木訴訟・東京高裁判決↓



←
2016年12月8日：厚木訴訟・最高裁判決

沖縄へ

第9次横田基地公害訴訟原告団 副団長 中里 博文



11月17日から18日にかけて福本さんと私は、沖縄へ飛んだ。その目的は18日の那覇地裁沖縄支部で開かれる裁判、第2次普天間爆音訴訟の判決が出るのでその応援に駆けつけたのでした。(提訴から4年7ヶ月。3417名の原告)

沖縄に降り立つと東京の服装ではいられないほど暑かった。シャツ一枚が調度良い。17日は沖縄市のホテル泊。そのホテルの前は、アメリカ施政権下の1970年に起きたコザ暴動の起きたあたりと聞きました。

18日朝、私たちの他に、厚木、小松、岩国からの人達はタクシーに分乗して裁判所へ向かった。タクシーに乗ると丁度カーラジオから流れたニュースが、今日の裁判で判決が出ることを伝えた。それを聞いたタクシーの運転手が言った「沖縄は日本の植民地、日本はアメリカの植民地だからね」と。沖縄の人達はもうすでに、これから出される判決を予測できているようだ。

裁判所に隣接した場所で集会が開かれた。そして、島田善次原告団団長をはじめ 総勢100名以上は「静かな日々を返せ!」という横断幕を先頭に裁判所に入った。裁判所敷地内は横断幕やのぼり旗は禁止されている。(これは立川地裁でも同じ) 正門から玄関までの100m程のところを裁判所職員との押し問答が続いたものの、普天間の原告団は毅然として進んだ。これは裁判所の過剰規制だと思うし、権威の押しつけだと思う。

私は、6名枠の傍聴の抽選に運良く当たった。傍聴を地元の方に譲ることを申し出たが、どうぞ入ってくださいと言われて入ることにした。藤倉徹也裁判長の判決と説明は、早口であり理解は容易ではなかった!

判決はタクシー運転手の言ったそのものだった。最も大きな点は、飛行差し止めは棄却。これは「第三者行為論」・・・「米軍は日本政府が直接指揮することのできない第三者だから、日本政府に対してその飛行の差し止めを求めることはできない」これは屁理屈と言われているものです。憲法よりも安保条約・日米地位協定が上部にあるということを司法があっさりと認めてしまっているのです。こんなバカなことがありますか! 司法は三権分立に則って逃げないで判断できないのだろうか!

一方で、1次訴訟後の国の不作為を、またこれは国の怠慢であると厳しく指摘した。損害賠償額はW値75区域が7千円/月、W値80区域が1万3千円/月。将来分は却下。

(原告団は後日判決を不服として控訴した)

その後場所を移して記者会見が開かれた。そして判決を

受けて沖縄防衛局へ。私はそれに同行した。MV-22 オスプレイの撤去や米軍普天間飛行場の閉鎖などを求めた。中嶋浩一郎沖縄防衛局長は慇懃無礼であった。

19日は東村高江へ。オスプレイのためのヘリパッド造成工事が強行に進められている。普天間原告団の街宣車に10名が乗ってまだ暗い朝6時にホテルを出発した。途中名護署に寄った。ここには高江抗議行動の世話人、山城博治さんが不当に拘束されている。(12月14日現在で50日間の拘束。妻や家族の面会も許されていない。病み上がりの彼に靴下の差し入れも許されない) 建物の外から大きな声で激励を飛ばした。

沖縄は亜熱帯である。緑が濃い。花を付けた植物もたくさん見えるが先を急いだ。道路は片側一車線。出発してから三時間あまり、ずっとスムーズな走りだったが突然渋滞になった。先方を見ると赤色灯のついた警察車両の方が多くに並ぶ。そして理由もなく警察官によって進行を止められ、警察車両を優先してこれが渋滞の原因になっている。漸く抗議場所であるN1ゲート前に着いた。ここが工事車両が出入りするところである。このゲートは20名ほどのアスラックのガードマンが並んで塞いでいた。抗議の人達は40名位だったが一方の機動隊は100名位。前後をパトカーがガードするかたちで5台のダンプカーが砂利を運ぶ。このくり返し。私たちは道路沿いで抗議のプラカードを掲げるが、目の前に機動隊員が隊列を組んで立ちはだかっている。ここに4年係わっているという若者に話を聞いた。横田から来ましたと伝えると、砂川まつりのことを知っていた。毎日大勢の人が集まるのは大変なので、曜日を決めて集中的に行動をしているとのことで、明日がその日になり数百人は集まるのだそうです。それを予測して今日は資材搬入を急いでいるのだらうと、話してくれた。毎日ほんとうにご苦労様です。わたしたちはほんの数時間の滞在でした。すごくやるせなかった。

このやんばるの森にはここだけに生息する貴重な動植物がたくさんある。あらゆる命を殺す戦争という愚かなことのために、さらにまた尊い命を奪ってしまう、森を削ってヘリパッドを造ることに猛抗議して、高江を後にした。私は横田でがんばろうと思った。那覇空港まで100キロ以上はある、沖縄縦断に近い。案内してくれた普天間原告団の有志のみなさん、ありがとうございました。

弁護団紹介

山口俊樹弁護士



①弁護士登録年：2014 年

②趣味：テニス、カラオケ、映画鑑賞

③横田基地公害訴訟について：私は、生まれも育ちも住まいも日野市です。

自宅は日野市の中でも西の方にあり、自宅にいますと、横田基地を離発着する飛行機が頭の上を飛んでいきます。母校である日野四中は、直下と言ってもいい場所にあり、飛行機が飛ぶとうるさくて先生の声が聞こえないということもしばしばありました。

そんな場所で生まれ、育ち、学び、高校生になった私は、初めて日野市から出ました。私は、その時に初めて、「頭の上を飛行機が通らない」という状態を経験しまし

た。今となっては恥ずかしい話ですが、私は、日本全国どこでも、飛行機というものは、一般的に、みんなの頭の上を通るものだと思っていました。私は、高校生になって初めて、飛行機が上を通る場所で生活することが、普通ではないことに気付いたのです。それまでは、轟音を響かせて、落ちるんじゃないかと思うほど大きな飛行機が頭の上を飛ぶことが日常だったので、それが異常なことだということに気づいていませんでした。私は、横田基地や飛行機によって、異常な状況に慣らされていたのです。

飛行機の音で声が聞こえなくなることが、普通のことだと思っていた少年時代の私にとって、その騒音公害を訴訟で戦っている人がいるなんて、正直、想像も付かないことでした。そんな、横田基地に慣らされていた少年が、今では、弁護団の一人になりました。異常なまでの騒音は、やはり日常になってはいけません。この訴訟を通じて、我々住民の日常を取り戻す闘いを続けたいと思っています。

5市1町＋日野・八王子・青梅・あきる野市 オスプレイ問題自治体申し入れ行動レポート

横田・基地被害をなくす会 会計監査 加藤克子

オスプレイ横田配備反対連絡会は、12月5日と9日、2コースに分かれて要請行動にでかけました。要請文案を作り、送付したうえに、自治体当局のアポイントをとっての行動でした。オスプレイ飛来が恒常化し、さらに来年秋にはC V-22が3機、横田基地に配備される予定。一方で普天間や厚木の騒音訴訟では国よりの不当判決が続いています。せめて身近な自治体担当者にきちんとした取り組みを要求しようという行動でした。

★申し入れ項目はどれも大事な10項目

申し入れ書は、まずCV22オスプレイ配備計画に対する自治体の姿勢を問うています。事故率、オートローテーション機能の欠如、防災訓練出動時の芝生火災、日米合意事項が全く守られていない飛行機に触れています。さらに、配備の時期が迫る中で、配備後の夜間訓練や低空訓練など訓練計画が示されない状態に対して、住民の生命の安全を第一の課題とする自治体の真剣な取り組みを要請しています。今回の申し入れでの力点は低周波被害の問題でした。低周波騒音計による騒音測定を自治体として、あるいは5市1町連絡会として取り組んでほしいと強く要請しました。

二つのコース（Aコース＝福生、羽村、瑞穂、青梅、

あきる野、Bコース＝日野、立川、武蔵村山、昭島、八王子）各3～4名に分かれ、朝から、各自治体で1時間弱の申し入れ＋昼食と移動、夕方に終了、八王子は相手の都合で9日実施、という行動でした。

▶自治体要請は政府要請よりも気持ちよい市や町の職員は、霞が関で会う若手エリート官僚とはかなりちがいます。日野市は×でしたが、他では、少なくとも全部の項目に不十分ながら回答を用意してありました。前回の申し入れ以降の宿題まで回答してくれた市も。また、基地対策という継続性のある役職を長くやってきた人と会えたことも収穫で、この種の行動の継続の必要を感じました。

▶議会中は避けたほうがよい

12月議会開催中で、課長は議会出席中、という市が幾つかありました。やはり議会開会中はさけて準備するべきでした。

▶地元の原告と一緒にいったほうがよい

これはあとの連絡会の会議で出された意見です。二つの裁判の原告は広く人数も多いです。自分が住んでいる市や町での申し入れ一つでよいから参加してもらおう……原告にも、申し入れにも大きな力になると思います。

「うるさい!」と思ったら…

各自治体には、苦情としてお伝えください。件数が記録されます。

横田基地：042-552-2511
航空自衛隊横田基地：042-553-6611
防衛省北関東防衛局：048-600-1800
防衛省横田防衛事務所：042-551-0319
外務省：03-3580-3311
東京都庁：03-5321-1111
瑞穂町役場：042-557-0501
羽村市役所：042-555-1111
福生市役所：042-551-1511

抗議先一覧

昭島市役所：042-544-5111
立川市役所：042-523-2111
武蔵村山市役所：042-565-1111
日野市役所：042-585-1111
あきる野市役所：042-558-1111
青梅市役所：0428-22-1111
入間市役所：04-2964-1111
飯能市役所：042-973-2111
日高市役所：042-989-2111

経過報告と今後の予定

(2016年10月8日～)

- * 10/8 横田基地もいらない…集会
- * 10/16 市民の広場・憲法の会・横田基地視察
- * 10/20 オスプレイ横田配備反対連絡会
- * 10/23 平和運動C主催の学習会
- * 10/23 オスプレイ反対集会
- * 10/26 オスプレイ東日本連絡会作業部会
- * 10/27 第18回弁論と進行協議
- * 10/31 厚木基地訴訟最高裁弁論
- * 11/6 オスプレイ反対署名
- * 11/9 沖縄の市議会議員の事情聴取
- * 11/10 なくす会+原告団役員会議
- * 10/26 米本土航空基地で MV-22 着陸失敗
- * 10/31 横田所属 UH-1N ヘリ、富山空港に予防着陸。
- * 11/12 東洋大学社会学部 M.C. 学科学生の取材
- * 11/13 ~ 14 護憲大会 in 富山でオスプレイ関連報告
- * 11/13 砂川集会・上映会+集会にメッセージ
- * 11/14 オスプレイ横田配備反対連絡会
- * 11/16 全国基地連事務局長会議
- * 11/17 普天間地裁判決～沖縄防衛局など申し入れ
- * 11/17 第9次弁護団による渡嘉敷先生との面談
- * 11/18 高江支援行動
- * 11/21 周辺労組等支援・カンパ要請
- * 11/23 オスプレイ反対集会
- * 11/24 日野市申し入れ
- * 11/24 弁護団+原告団会議
- * 11/2 戦争しない! させない! 共同行動ながの 学習会
- * 11/26 ピースアクション佐久学習会
- * 11/28 周辺労組等支援・カンパ要請

- * 12/1 オスプレイと…東日本連絡会作業部会
- * 12/2 赤羽九条の会・基地見学
- * 12/5 基地周辺自治体要請 (オスプレイ…連絡会)
- * 12/7 F/A-18 四国沖に墜落 (12/3-4 横田飛来)
- * 12/7 なくす会+原告団役員会議
- * 12/8 全国基地連事務局長会議
- * 12/8 厚木最高裁判決、報告集会、
弁護団+原告団交流会
- * 12/9 八王子市要請行動 (オスプレイ…連絡会)
- * 12/10 高江オスプレイ・パッド、辺野古新基地の
建設を許さない! 東京集会
- * 12/12 オスプレイ横田配備反対連絡会
- * 12/13 オスプレイ名護市東海岸に墜落、大破
- * 12/14 オスプレイ墜落で米軍と政府に要求書送付
- * 12/18 オスプレイ反対署名
- * 12/19 弁護団+原告団会議
- * 12/21 昭島市基地対策特別委員会傍聴
- * 12/22 ニュース放送作業
- ☆☆☆☆以下は今後のスケジュール☆☆☆☆
- * 1/4 防衛省前で高江・辺野古反対集会
- * 1/10 弁護団+原告団会議
- * 1/12 なくす会+原告団役員会議 於武蔵野会館
- * 1/19 第19回弁論+証拠整理 (進行協議)
- * 1/21 オスプレイ反対署名 (全体で)
- * 1/26 生活者ネット横田基地ツアー
- * 3/1 第2次新横田地裁結審
- * 3/23 第20回弁論+進行協議

オスプレイ反対署名に引き続きご協力をお願いします

オスプレイの横田基地への飛来 (MV-22)・配備 (CV-22) に反対する署名にご協力いただきありがとうございます。2016 年 2 月 12 日に政府に提出した 18,000 筆の署名をさらに広げたいと思います。

当面は同じ文面 (今後は宛先の防衛大臣名などは変更。従来版はそのまま使用) で署名集めを進めていきます。反対リーフレット No2 や署名用紙が不足の方はご連絡ください。

次の集約日は、2017 年 1 月としていますが、地

元住民の数を考えると、まだまだ不足です。自分の行動範囲で可能な限り賛同者を集めてください。

訓練空域を含めた横田基地周辺で、「これ以上の危険や被害が増加することに反対だ」との声を更に広げなければなりません。

1 月 21 日 (土) 午後 1 時～2 時に、JR 立川駅北口曙橋交差点にて、オスプレイ配備・飛来反対の署名活動を全組織を挙げて行います。参加、大歓迎です。

天欄

▶「墜落」が「不時着」になる大本営

新聞の写真では「不時着」とはとても思えない。「大本営発表」は日本のお家芸だが、今回は日米両政府が一緒に大本営になった。▶5 人の乗員に死者はなく、2 名が負傷という。「着陸する場所を求めて海上にでたパイロットに感謝すべきだ」と米軍司令官が発言。我々横田基地周辺住民は、多摩川河川敷や立川天皇公園に「不時着」したら感謝すべきなのか？事故原因調査に手をつけないうちに、機体の問題はなかったと米軍側が発表。オスプレイ事故にはつきものの発表である。「原因はパイロットの操作ミス」・大半の理由がこれで片づけられてきた。アメリカでは亡くなったパイロットの家族が軍当局を訴えて裁判を起こしている。住民の反対が多く、オスプレイの飛行を断っている地域もある。▶墜落した機、上空で空中給油を監視していて普天間に帰り胴体着陸した機も、横田基地に飛んできたことがある。横田基地周辺で監視活動をしている団体の貴重な指摘である。事故が起こると米軍が封鎖して地元の警察も近づけない。今回、封鎖前に海中にもぐり詳細な写真をとったカメラマン・牧志治さんは、5 月 3 日の立川憲法集会に辺野古の海の写真を提供してくれた人である。監視や調査は地味な活動だが、大事なときに力を発揮する。▶欠陥飛行機はどこでも飛ばしてはならない。オスプレイ横田配備反対の声をより一層あげていこう。☆☆☆☆☆
☆☆▶三多摩からでかけた若者の一人が沖縄県北部の高江ヘリパッド工事反対の現地からメールを送ってきた。支援者の一人に長年土木工事現場で働いてきた人が居て工事の杜撰さにあきれて語ったという。▶工期は来年 2 月末だった。しかし安倍総理の意向

で工期が 2 ヶ月短縮された結果、・自然環境保護のため工事用モノレール設置が決まっていたが中止され、ダンプの通る工事用道路を建設。森が広範に伐採された。☆ヘリパッド部の路盤転圧が不十分。密度試験も発注者の立ち会いなく、狭い範囲だった。☆赤土流出防止工事がずさんで、大雨のあと赤土が地区外に流出している。☆法面崩落の危険のある場所で、適切な処置なく仮設道路が造られている。▶ツケを押しつけられるのは、現場労働者、兵士、住民とそこで生きる者たちである。(K)
▶最高裁が安倍化している。厚木基地訴訟、辺野古工事承認訴訟と、政府の思惑ばかり気にした判決が続く。それも反対意見なしである。三権分立とは名ばかり、とても独立した機関とは思えない。下級審でもまともな判決を書くのは定年間近の人のみか。
▶中里原告団副団長が、高江支援行動の際に現地で頑張る方々との連帯を込めて旗を作ってくれた。現地のヘリパッド前のテントの中に飾らせてもらった。少しでも、元気づけられるとよいのだが。▶戦闘機の飛来が目立つ。寒空に響くジェット機連続音。(F)

